

## 「エミレーツ航空」または「ターキッシュ エアラインズ」利用で特定疾病治療中のお客様へ大切なご案内

「エミレーツ航空」または「ターキッシュ エアラインズ」のご搭乗には、特定の疾病により治療中のお客様は事前の申告とご搭乗に際して医師の診断書が必要となります。この診断書の不備で、出発当日になってご搭乗いただけない場合がございますので、対象のお客様はご注意の上、ご準備の程よろしくお願ひ申し上げます。尚、「エミレーツ航空」「ターキッシュエアラインズ」のいずれかが未定のコースの場合、下記に該当されるお客様は予めお申し出ください。

2016年11月1日改訂

航空会社	詳細	
エミレーツ航空	<p>喘息・心臓病・てんかんをはじめとする慢性疾患の既往症や持病があるお客様</p>	<p>左記内容に該当されるお客様は、事前に航空会社に必要事項の申告が必要となり、確認にお時間を要しますので、<b>ご出発1か月前までに予め弊社までご連絡頂けます様お願ひ申し上げます。</b> 尚、症状によっては航空会社指定の英文診断書の提出が必要となり、その場合は弊社より診断書を送付いたしますので、お客様自身で医師にご依頼をお願いいたします。取得後は、弊社までコピーを提出ください。 <b>診断書原本につきましては出発当日空港へご持参頂きます様お願ひ申し上げます。</b> (弊社でお預かりさせて頂くことはいたしません。)</p>
	<p>糖尿病で注射針を機内に持ち込むお客様</p>	<p>英文診断書に記載する内容と医師のサインが糖尿病手帳に英文で記載があれば、英文診断書は不要です。 尚、注射器を機内に持ち込む場合は危険物となりますので、持ち込みが必要である旨の記載と1日の利用本数(例:朝食前〇本、夕食前〇本)の記載が必要です。 また、血糖測定器(インシュリン注射以外の医療機器)などを機内に持ち込み、利用される場合は、診断書が必要となる場合がございますので、<b>弊社までご連絡頂けます様お願ひ申し上げます。</b></p>
ターキッシュ エアラインズ	<p>癌・多発性硬化症・肺疾患・喘息・心臓疾患(注)で治療中のお客様</p> <p>8週間以内に心臓発作・脳血管障害があったお客様</p> <p>過去に心臓血管・肺・脳の手術を受けたことを申告されたお客様</p> <p>上記以外の疾患を申告され、航空会社が必要と判断した場合</p>	<p>左記内容に該当されるお客様は、搭乗予約記録に必要事項を事前に登録する必要がございますので<b>予め弊社までご連絡頂けます様お願ひ申し上げます。</b></p> <p>診断書は航空会社所定の様式がございませんので、各病院所定の様式を使用ください。 誠にお手数ではございますが、下記必要事項が記載された診断書をご用意頂き、ご出発の3日前までに(株)エアサーブ関西空港支店 FAX番号:072-456-8276 *(株)エアサーブは阪急交通社グループの一員です。へFAX送信お願いいたします。(診断書の余白にお客様のご連絡先・ツアーの問合せ番号をご記入お願ひ致します。) (株)エアサーブより受信しました診断書をターキッシュ エアラインズ関西空港支店へ提出させていただきます。 尚、診断書に不備があった場合は、直接ご連絡させて頂く場合がございます。 <b>診断書原本につきましては出発当日空港へご持参頂きます様お願ひ申し上げます。</b> (弊社でお預かりさせて頂くことはいたしません。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 医師による診断書(英文またはトルコ語にてご記入ください)に記載が必要な項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旅客の氏名</li> <li>② 旅行期間(日程の長いものは途中で無効と判断する場合があります) 例)「FROM 21/OCT/2016(日本出発:10月21日) TO 28/OCT/2016(日本到着:10月28日)」</li> <li>③ 病名</li> <li>④ 航空機による旅行支障がない旨の文言 「 THE PASSENGER IS FIT TO TRAVEL BY AIR 」 ※この表記は必須です。 一字一句記載いただく必要があります。</li> <li>⑤ 医療機関印、医師名および署名と発行日</li> <li>⑥ 病院のレターヘッドにて</li> </ol> <p>■ 病院より診断書を受領後、診断書の余白に鉛筆等でお客様のご連絡先・ツアーの問合せ番号をご記入お願ひいたします。</p> </div> <p>診断書は、<b>搭乗ごとに搭乗日を含めて10日以内に発効された英語またはトルコ語の診断書を必ずお取り下さい。</b> 【例】搭乗日が10月21日の場合、10月12日以降に発行された診断書が有効となります。 旅行期間によっては、復路ご搭乗分の診断書を日本出発の前日または当日に取得や旅行中に現地で取得しなければならない場合もございます。</p> <p>(注) ペースメーカーを装着されているお客様のご搭乗時の診断書提出に関して原因となる心臓疾患の治療(服薬含む)が完了されている方は、ご搭乗時に「ペースメーカー手帳」を提示頂ければ、航空機のご搭乗は問題ございませんが、空港の保安検査で金属探知機に反応する場合がございます。またご旅行先の空港にて証明書の提示が求められる可能性がございますので、英文表記の証明書をご用意頂くことをお勧めします</p>

\* 上記内容は航空会社の規定による為、弊社に予告なく変更される場合もございます。